

INTERNATIONAL EMERGENCY ECONOMIC POWERS ACT (“IEEPA”)

国際緊急経済権限法

米国法

第 50 編 戦争・国防

第 35 章 国際緊急経済権限法

§ 1701 異例かつ重大な脅威；国家緊急事態の宣言；大統領権限の行使

(a) 米国の国家安全保障、外交政策又は経済に対する異例かつ重大な脅威であつて、米国の国外の全土又は重要な部分において起源を有している脅威について、当該脅威に関して大統領が緊急事態を宣言した場合、その脅威に対処するために、本編の § 1702 により大統領に与えられる権限を行使することができる。

(b) 本編の § 1702 により大統領に与えられる権限は、国家緊急事態が本章でいう目的において宣言されたことに関する異例かつ重大な脅威に対処するためにのみ行使するものとし、他の目的のために行使されないものとする。新たな脅威に対処するための当該権限の行使は、国家緊急事態の新たな宣言に基づくものでなければならず、その国家緊急事態はその新たな脅威に関するものでなければならない。

§ 1702 大統領の権限

(a) (1) 本編の § 1701 で指定される時点で、かつ、その範囲で、大統領は、大統領が規定することができる規則のもとに、指示、ライセンス又はその他の形態による手段によって、以下のことを行うことができる—

(A) 以下のことを調査、規制又は禁止すること—

(i) 外国為替取引、

(ii) 金融機関の間の、金融機関による、金融機関を通しての若しくは金融機関への借款の移転若しくは支払い（この移転若しくは支払いが外国若しくは外国の国民の利権に関係するものに限る）、

(iii)、通貨若しくは有価証券の輸入若しくは輸出（米国の司法権の対象となる者によるもの若しくは米国の司法権の対象となる資産に関係するもの）；

(B) いずれかの者による外国若しくはその外国の国民が利権を有している資産に関して若しくはその取引に関して、或いは米国の司法権の対象となる資産に関して、取得、保留、使用、移転、回収、輸送、輸入、輸出、若しくは売買、又は権利、権限若しくは特権の行使について調査、調査が未定の間の封鎖、規制、命令及び強要、破棄、無効化、防止又は禁止すること；並びに

(C) 米国の武力交戦状態に従事しているか外国若しくは外国の国民により攻撃された場合、米国に対する当該交戦状態若しくは攻撃を計画、是認、援助若しくは従事したと大統領が裁定した外国人、外国の組織若しくは外国の資産（米国の司法権の対象となる資産）を没収すること；そして、そのように没収された資産におけるすべての権利、所有権及び利権は、大統領がその時々指定することができる機関若しくは人に、大統領により指定される場合に、指定されることにより、かつ指定される条件で帰属されるものとし、その利権若しくは資産は米国のために若しくは米国の利益のために保持、使用、管理、清算、売却、若しくは他の形態で取り扱われるものとする、そして、指定された機関若しくは当事者はこれらの目的の成就又は推進に付随するありとあらゆる行為を実行することができる。

(2) (1) 項により与えられる権限を行使する際に、大統領は (1) 項で言及される行為若しくは取引であつて、それらの完遂する前、途上若しくは後のいずれかに関連するすべてを備えた情報、或いは外国若しくはその国の国民が利権を有しているか有していた資産に関連するすべてを備えた情報、或いは当該項の条項を執行するために別途必要な可能性がある、すべてを備えた情報の全記録を保管し、報告書の形態若しくは別な形態で、宣誓のもとに提出することを当事者に要求することができる。当事者による報告が本項のもとに必要である可能性がある場合、大統領は、当該者の保管若しくは管理下にある会計簿、記録、契約書、書状、覚書又はその他の書類の提出を要求することができる、

(3) 本章のもとに発行された規則、指令又は指示への順守は、これらの範囲において、同じことを行う者の義務のどのような目的にも、全額が返済され債務履行されなければならない。いかなる者も、本章又は本章のもとに発行される規則、指令若しくは指示の執行に関連して、又はこれらを履行して及びこれらを頼みにして、誠意をもって行われた若しくは行おうのをしなかったことのために若しくはそれに関して、法廷において義務を負わされないものとする。

(b) 本節により大統領に与えられる権限は、直接的にも間接的にも、以下について規制又は禁止する権限は含まない—

- (1) 郵便、電信、電話又はその他の個人的な通信であって、価値があるものの移転を含まないもの；
- (2) 人的被害を救済するために使用することを目的とする物品（例えば、食料品、衣類及び医薬品）の米国の司法権の対象となる者による寄付（ただし、当該寄付が以下に該当すると大統領が裁定した範囲を除く）：
 - (A) 寄付が、本編の § 1701 のもとに宣言された国家緊急事態に対処するため大統領ができることに深刻な障害を与える場合、
 - (B) 申し出のあった受取人若しくは寄贈者への強制に応じるものである場合、又は
 - (C) 交戦状態に従事している、或いは切迫した交戦状態への関与が状況によって明確に示される状況にある米国軍を危険に陥れる場合；又は
- (3) 情報又は情報資料（限定されるものではないが、出版物、フィルム、ポスター、レコードプレーヤーのレコード、写真、マイクロフィルム、マイクロフィッシュ、テープ、コンパクトディスク、CD-ROM、アートワーク及びニュースワイヤによる供給を含む、伝送フォーマット若しくは伝送媒体を問わない）の、いずれかの国からの輸入、若しくはいずれかの国への輸出（民間によるか他の形態によるかを問わない）。本項によって規則または禁止事項から免除される輸出であっても、本編の付録の § 2404 若しくは本編の付録の § 2405 のもとに輸出が別途規制されているものについて、当該規制が米国の不拡散又は反テロリズム政策を促進する範囲において、或いは第 18 編の第 37 章によって禁止される行為に関しては含まない。
- (4) いずれかの国への若しくはいずれかの国からの旅行に通常付随する取引（個人用の携行手荷物の輸入を含む）、いずれかの国の中でのメンテナンス（個人の生活費及び個人用の商品若しくはサービスの取得費を含む）、並びにその旅行の手配及び便宜（不定期運行の空、海若しくは陸の旅を含む）。

(c) 機密扱いの情報—

本節のもとに行われる裁定の司法審査の際に、その裁定が機密扱いの情報（機密情報手続法の § 1(a) で定義されている）に基づいていた場合、当該情報は、相手方の立会いなしに、かつ、裁判官室で[非公開で]法廷に提出することができる。本副節は、司法審査に対する権利を与えたり、意味するものではない。

§ 1703 協議及び報告

(a) 議会との協議

大統領は、すべての可能性のある場合において、本章により与えられる権限を行使する前に議会と協議しなければならない。また、当該権限が行使される間は、定期的に議会と協議しなければならない。

(b) 大統領の権限を行使することに関する議会への報告

本章で与えられるいずれかの権限を大統領が行使する場合はいつでも、大統領は以下の内容を明細に述べた報告書を直ちに議会に伝達するものとする—

- (1) そのような権限の行使を必要とする状況；
- (2) これらの状況が米国の国家安全保障、外交政策又は経済に対する異例かつ重大な脅威であって、米国の国外の全土又は重要な部分において起源を有している脅威にあたり大統領が確信する理由；
- (3) 行使される権限、及びそのような状況に対処するためにこれらの権限を行使する中で講じられる措置；
- (4) そのような措置が、これらの状況に対処するために必要と大統領が確信する理由；並びに
- (5) そのような措置が講じられる先の外国、及びそのような措置がこれらの国に関して講じられる理由。

(c) 定期的なフォローアップ報告

本章のもとでの権限の行使に関して、本節の副節(b)に基づく報告を伝達した後に続く各 6 か月の期間において少なくとも一度は、大統領は以下の内容に関して議会に報告しなければならない：

最後の当該報告以後に、当該権限を行使する中で講じられた措置、本節の副節 (b) の(1)から(5)項に基づいて前もって提出された情報に関して発生した変更点。

(d) 補足の要求事項

本節の要求事項は、国家緊急事態法の第IV編[50 U. S. C. A. § 1641]Vに含まれる要求事項を補足するものである。

§ 1704 規則を発行する権限

大統領は本章の権限を行使するのに必要な可能性がある規則（定義を規定する規則を含む）を発行することができる。

§ 1705 罰則

(a) 違法行為

本章のもとに発行されたライセンス、命令、規則又は禁止事項に、ある者が違反すること、違反を企てること、違反を共謀すること、又は違反を引き起こすことは、違法であるものとする。

(b) 民事罰

本節の副節(a)で定める違法行為を犯した者に、次のいずれか多い額を超えない額で民事罰が科せられるものとする—

(1) 25 万ドル；又は

(2) 罰則が科せられることに関して違反の根拠となる取引額の 2 倍の金額。

(c) 刑事罰

本節の副節(a)で定める違法行為を故意に犯した者、故意に犯すことを企てた者、若しくは故意に犯すことを共謀した者、又は当該違法行為の遂行を手伝った者若しくは扇動した者は、有罪判決を受け次第、100 万ドル以下の罰金に処せられるものとし、或いは自然人の場合には 20 年以下の懲役又はこれを併科するものとする；

§ 1706 保留条項

(a) 国家緊急事態法に基づく国家緊急事態の終了

(1) 本節の副節 (b) で規定される場合を除いて、国家緊急事態法[50 U. S. C. A. § 1601 以下参照]に基づいて宣言された本章でいうところの国家緊急事態の終了にもかかわらず、本章により与えられた権限であって、外国又はその外国の国民が利権を有している資産に関する取引を禁止する当該国家緊急事態を根拠にした終了の日に行使された権限は、その資産に関する当該禁止事項の継続が当該国又はその国民が関係する要求のために必要であることを大統領が裁定した場合、その資産に関する取引を禁止するために、引き続いてそのように行使されるものとする。

(2) 本法律の § 101 (b) で定められる権限の終了にもかかわらず、ある国又はその国民が利権を有している資産に関する取引禁止の当該終了日時点で、その国に関して行使されている権限は、その資産に関する当該禁止事項の継続が当該国又はその国民が関係する要求のために必要であることを大統領が裁定した場合、その資産に関する取引を禁止するために、引き続いてそのように行使されるものとする。

(b) 上下両院で採択された同一決議による国家緊急事態の議会による終了

本節の副節(a) (1) で定められる権限は、国家緊急事態が国家緊急事態法の § 202 [50 U. S. C. A § 1622] に基づく上下両院で採択された同一決議により議会で終了された場合、及び、議会がその同一決議の中で当該権限が本節のもとに行使され続けることができないことを明記した場合、本節のもとに行使し続けることはできない。

(c) 補足保留条項；相反している条項の矛盾している条項の取り替え

- (1) 本節の条項は、国家緊急事態法の § 101 (a) の (1) 項、(2) 項、及び (3) 項 [50 U. S. C. A. § 1601 (a) (1)、(2)、(3)] 及び § 202 (a) の (A) 項、(B) 項、及び (C) 項 [50 U. S. C. A. § 1622 (a) (A)、(B)、及び (C)] の保留条項を補足するものである。
- (2) 本節の条項が国家緊急事態法の § 101 (a) [50 U. S. C. A. § 1601 (a)] 及び第 II 編 [50 U. S. C. A. § 1621 以降参照] の終了条項と相反する範囲において、本節の条項がこれらの終了条項に取って代わる。

(d) 議会への定期的報告

大統領が外国の資産の利権に関係する取引に対する禁止を継続するために本節の権限を用いる場合、大統領は当該権限の使用に関して 6 か月ごとに議会に報告するものとする。

§ 1707 米国と武力衝突している政府に対する複数国家による経済的通商停止

(a) 禁輸の制定に関する政策

外国との交戦状態に従事するために米国軍を使用すると同時に、大統領は、必要な場合に以下のことを求めるものとするのが米国の政策である—

- (1) 当該国に対して複数国家による経済的通商停止を制定すること；及び
- (2) その外国の金融資産を押収すること。

(b) 議会への報告

本節の副節 (a) で定める交戦状態に米国が参加してから 20 日後以内に、武力衝突が 14 日間続いた場合、大統領は議会に対し以下の内容を示す報告書を提出しなければならない—

- (1) 複数国家による経済的通商停止を制定するため及び本節の副節 (a) に基づいて金融資産の押収を開始するために米国が講じた具体的な措置及び継続して講じる具体的な措置；並びに
- (2) 敵対国政府が米国に対する軍事衝突を維持する能力を直接的若しくは間接的に支援する取引又は財源の外国の供給源。